

2月 日 月 火 水 木 金 土
 5 6 7 8 9 10 11
 12 13 14 15 16 17 18
 19 20 21 22 23 24 25
 26 27 28 29

2012 3 弥生 (やよい)

4月 日 月 火 水 木 金 土
 1 2 3 4 5 6 7
 8 9 10 11 12 13 14
 15 16 17 18 19 20 21
 22 23 24 25 26 27 28
 29 30

日曜日 Sunday 月曜日 Monday 火曜日 Tuesday 水曜日 Wednesday 木曜日 Thursday 金曜日 Friday 土曜日 Saturday

26日 下水道料金 はあなたの真心を納める日です。		28	29	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※医療機関名は休日在宅当番医です。

インフォメーション

こんなときには、国保の届け出が必要です。

次のようなときは、必ず14日以内に役場に届け出をしてください。

国保に加入するとき

こんなとき	もってくるもの
他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
子供が生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

国保を脱退するとき

こんなとき	もってくるもの
他の市区町村へ転出するとき	保険証、印かん
他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証

その他

こんなとき	もってくるもの
退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証、印かん
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん

お問い合わせ **住民課** ☎55-3112